五十二　主務省令第百十条第三号に掲げる事務　同号ホに掲げる情報
五十三　主務省令第百十四条第四号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
五十四・五十五　［略］
五十六　主務省令第百二十七条第一号に掲げる事務　同号ソに掲げる情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者に係る情報を除く。次号から第六十一号までにおいて同じ。）
五十七　主務省令第百二十七条第二号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報
五十八　主務省令第百二十七条第三号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報
五十九　主務省令第百二十七条第四号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報
六十　主務省令第百二十七条第五号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報
六十一　主務省令第百二十七条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項及び第二項に関する事務を除く。）　同条第一号ソに掲げる情報
六十二～六十五　［略］
六十六　主務省令第百四十三条第一号に掲げる事務　同号リに掲げる情報
六十七　主務省令第百四十三条第二号に掲げる事務　同号トに掲げる情報
六十八　主務省令第百四十三条第四号に掲げる事務　同号ヘに掲げる情報
六十九・七十　［略］
七十一　主務省令第百四十九条に掲げる事務　同条第二号に掲げる情報
七十二・七十三　［略］
七十四　主務省令第六十三条第一号に掲げる事務　同号ソに掲げる情報
七十五　主務省令第六十三条第二号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報
七十六　主務省令第六十三条第三号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報
七十七　主務省令第六十三条第四号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報
七十八　主務省令第六十三条第五号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報
七十九　主務省令第六十三条第六号に掲げる事務　同条第一号ソに掲げる情報
八十～八十四　［略］
八十五　主務省令第六十九条第一号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
八十六　主務省令第六十九条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報

［新設］
四十七・四十八　［同上］
四十九　主務省令第百二十七条第一号に掲げる事務　同号レに掲げる情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者（以下「要支援者」という。）に係る情報を除く。）
五十　主務省令第百二十七条第二号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
五十一　主務省令第百二十七条第三号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
五十二　主務省令第百二十七条第四号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
五十三　主務省令第百二十七条第五号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
五十四　主務省令第百二十七条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項及び第二項に関する事務を除く。）　同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
五十五～五十八　［同上］
五十九　主務省令第百四十三条第一号に掲げる事務　同号チに掲げる情報
六十　主務省令第百四十三条第二号に掲げる事務　同号ヘに掲げる情報
六十一　主務省令第百四十三条第四号に掲げる事務　同号ホに掲げる情報
六十二・六十三　［同上］
［新設］
六十四・六十五　［同上］
六十六　主務省令第六十三条第一号に掲げる事務　同号レに掲げる情報
六十七　主務省令第六十三条第二号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報
六十八　主務省令第六十三条第三号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報
六十九　主務省令第六十三条第四号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報
七十　主務省令第六十三条第五号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報
七十一　主務省令第六十三条第六号に掲げる事務　同条第一号レに掲げる情報
七十二～七十六　［同上］
七十七　主務省令第六十九条第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
七十八　主務省令第六十九条第二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報